

発 言 通 告 書

令和4年6月21日

松山市議会議長 渡部克彦 殿

松山市議会議員 向田将央

次のとおり通告します。

発言順位	9	受領日時	6月21日 午前 11時 59分	2枚中 1枚目
質問等の方式	一問一答方式		一括方式	発言時間 約 40分
答弁を求める者	・市長 ・教育長 ・選挙管理委員会委員長 ・公平委員会委員長 ・農業委員会会長 ・監査委員 ・公営企業管理者			

No.	件 名	発 言 の 要 旨
1	松山市議会議員選挙における申請手続について	<p>(1) 車上運動員について、選挙管理委員会事務局が回答した「本来ボランティアで請け負うべきものであり、これに対して報酬を受け取るようとしているのだから、届出は住民票と全く同じ正確な情報でなければならない」とするルールは、公職選挙法等、どこか法令に記されているルールなのか。</p> <p>また、ルールとしては非常に些細なものであり、そこまで詳細に規定する必要があるものとはとても思えないが、所見を問う。</p> <p>(2) 本市は、各陣営の事務所をサポートしているスタッフの皆さんのことを、どのような存在だと思っているのか。</p> <p>また、選挙コンシェルジュのお手本であるべき選挙管理委員会事務局の皆さんは、横柄な態度をとっていないか、選挙管理委員会委員長の見解を問う。</p> <p>(3) 選挙ポスターの掲示について、選挙管理委員会事務局が「お渡しした資料に書いていますよね」と指摘するのであれば、ポスターについても、掲示場所一覧の地図に、既に存在しないコンビニが書かれていたり、文字が潰れて読むことすらできなかつたりしたものが含まれているが、選挙管理委員会が配布した資料に古い地図を使用していないか。この矛盾について本市の考えを問う。</p> <p>また、ポスターの掲示場所には危険な場所もあり、脚立を立てても掲示が難しい場所もあると聞き及んでいるが、そういう場所についての選挙管理委員会の対応を問う。</p> <p>さらに、ポスターの掲示場所が多すぎるのではとの意見も聞かれるが、600枚近くの掲示板は、次回の選挙のために使われるのか、SDGsの観点から問う。</p> <p>(4) 純粋に資料の理解ができずに選挙管理委員会事務局にお伺いしている市民の皆さんに、給料を受け取って松山市役所に勤務</p>

